

瑞穂町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

平成 25 年4月の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下「特措法」という。)の施行に伴い、国・都はこれまで策定してきた行動計画等を整理し、特措法が規定する内容を踏まえた、新たな行動計画をそれぞれ策定しました。

町においても、国・都の計画を踏まえ、特措法に基づく「瑞穂町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

町行動計画の概要

- 1 位置づけ** 対策の基本方針と具体的実施内容を示し、感染力の強い新型インフルエンザ等への対応を念頭に、発生した感染症の特性を踏まえ、感染力が弱い場合にも対応できるよう、それぞれの発生段階に応じた対策を示します。
- 2 計画の構成**
- 第1章 基本的な方針：計画の基本的考え方、対策の目的、被害想定、発生段階の考え方、対策実施上の留意点
 - 第2章 役割分担及び実施体制：基本的な責務、町の実施体制
 - 第3章 対策の基本項目：情報収集（米軍横田基地内の情報収集を含む）、情報提供及び情報共有、住民相談、感染拡大防止、予防接種、医療、町民生活及び経済活動の安定の確保
 - 第4章 各段階における対策：未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内未発生期）、都内発生早期、都内感染期、小康期 以上6段階に区分します。

発生段階に応じた主な対策		【対策の目的】 ○感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する ○町民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする				【施行日】 平成27年1月1日	
実施体制	主な対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (都内未発生期)	都内発生早期	都内感染期	小康期
			<ul style="list-style-type: none"> ●政府対策本部設置 ●町対策本部設置 ●町対策連絡会議の開催 				<ul style="list-style-type: none"> ●政府対策本部廃止 ●町対策本部廃止
1 情報収集	国、都からの要請に応じ、関係機関と連携した情報収集		国、都、マスコミ報道等を通しての情報収集(米軍横田基地内の情報収集を含む)				
2 情報提供及び情報共有	情報提供手段の確保、平常時の普及啓発、発生時の情報提供、庁内における情報共有、医療機関との情報共有	普及啓発、連絡体制の整備	町民及び関係機関等に対し、発生状況・感染予防策・相談体制・受診時の注意等についての情報を提供				第一波終息発表
3 住民相談	新型インフルエンザ相談センターの設置情報等の提供、町内相談窓口の設置及び相談対応	相談体制の整備	新型インフルエンザ相談センターの設置情報の周知、町民向け相談窓口の設置 問合せ内容をホームページで公開、相談内容に応じて相談体制を変更				平常体制の回復
4 感染拡大防止	個人及び各事業所での感染対策の要請 施設の使用及び催物の開催制限の要請	施設等へ周知	感染予防の徹底の呼びかけ	学校・施設の休校・休所の要請、不要不急の外出や催物の自粛の呼びかけ		感染拡大防止策の解除	
5 予防接種	国、都が行う登録事業者等への特定接種の協力、住民接種の実施	接種体制の構築	特定接種(町職員)、住民接種の準備及び開始	特定接種・住民接種の実施		第二波に備えた接種の勧奨	
6 医療	医療提供体制の整備等	地域医療の確保	新型インフルエンザ専門外来設置情報の町民への周知、医療機関での患者の受け入れ情報の収集		都と連携し、町内の医療機関との連絡調整	平常体制の回復	
7 町民生活及び経済活動の安定の確保	町民生活の維持、事業者への支援、町機能の維持	普及啓発	要援護者への支援、町機能の維持、火葬体制の整備	食料品、生活必需品の安定供給の確保、町事業の休止・施設の貸出中止		平常活動の回復	
今後の予定	平成26年12月 東京都へ策定報告、町ホームページへ計画を掲載 平成27年1月 瑞穂町新型インフルエンザ等対策行動計画施行及び町広報紙へ記事掲載 平成27年4月以降 BCP(新型インフルエンザ編)策定、予防接種マニュアル作成						

町の体制	
町対策本部	
設置者 町長	
構成員	
町長、副町長、教育長、部長、議会事務局長、住民部地域課長、福祉部健康課長、福生消防署長又はその指名する消防吏員	
事務局	
住民部地域課	
町対策連絡会議	
設置者 町長	
構成員	
部長、議会事務局長、住民部地域課長、福祉部健康課長、座長が指名する職員	
事務局	
福祉部健康課	